

コウノトリの着ぐるみ使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コウノトリの着ぐるみである「えっちゃん」及び「こうちゃん」(以下「着ぐるみ」という。)の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(承認)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者は、越前市コウノトリが舞う里づくり推進協議会長(以下「会長」という。)の承認を受けなければならない。

(申請)

第3条 着ぐるみの使用承認を受けようとする者は、福井県内に事業所等を有し、事前に使用承認許可申請書(様式第1号)に次の書類を添えて会長宛に提出しなければならない。

- (1) 企画書等(事業内容がわかるもの)
- (2) その他、会長が必要と認める書類

(申請書の省略)

第4条 会長は、前条の規約にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、申請の全部、若しくは一部を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道を目的として実施する事業
- (2) その他、会長が申請を必要としないと認めた場合

(許可)

第5条 会長は、第3条の規定による申請書を受理し使用を許可する場合には、使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。ただし、次に掲げるものについては使用を許可しない。

- (1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用しようとする場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれのある場合
- (3) その他、キャラクター等の主旨に照らし、その使用が著しく不相当と認められる場合

(取消・中止)

第6条 会長は、次に掲げるいずれかの場合は、使用を中止させ、回収を指示することができる。

- (1) 要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 使用許可条件に違反した場合
- (3) 承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合

(損害賠償)

第7条 着ぐるみの使用により第三者に与えた損害及び与えられた損害について、協議会は一切の責任を負わず、原因者が賠償するものとする。また、使用において協議会に損害を与えた場合には、会長は、当該使用者に対しその損害を請求できることとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。